平成２８年（フ）第２７５４号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目32番地６　アタラクシア208
債務者　田多井功輝
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２７０号
東京都福生市本町59番地２イマズハイム102号室
債務者　千葉　政晴
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６７８号
静岡市葵区銭座町42番地の３　アムール８104号
債務者　安　　正盛（安田正盛）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１６４号
東京都小平市花小金井２丁目１番36―305号
債務者　田村　高一
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５１５号
静岡県浜松市天竜区佐久間町奥領家1631番地の１
債務者　白岩　保澄
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２７１４号
横浜市保土ケ谷区明神台２番２―701号
債務者　島田　英司
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７５６号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地32棟1001号
債務者　菊地　里華
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７６０号
横浜市金沢区富岡東２丁目５番７―103号
債務者　廣田　正紀
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７４１号
神奈川県海老名市国分南３丁目14番28―205号
債務者　大川　閤祐
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第７５６号
札幌市清田区平岡２条５丁目３番５号　ミドリＭＳⅡ―301号
破産者　高島　紀彦
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４号
福島県西白河郡矢吹町神田南46番地
破産者　有限会社グレートビューランチ
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
兵庫県豊岡市福田121番地１
破産者　株式会社西垣商事
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第６３５号
広島市西区中広町３丁目３番26号
破産者　株式会社ノーサイド
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５７号
東京都福生市大字熊川875番地１ホワイトレジデンス102号室
破産者　野口　桂子
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９０９号
東京都多摩市連光寺４丁目15番地の１フラット桜ヶ丘Ａ―09
破産者　株式会社フォーカス
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９１０号
東京都多摩市永山６―２―１サンテーズⅡ6055、住民票上の住所東京都多摩市百草1148番地の５ホワイトウイングⅠ．M102
破産者　辻　　貴之
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０４８号
東京都あきる野市秋川５丁目８番地12パークサイド岡野203号
破産者　古関志乃生
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部